

個人信用スコアの社会的意義

大屋 雄裕¹ (慶應義塾大学)

要 旨

決済サービスに関する利用実績や学歴・財産などの属性によって個々人の持つ信用力を評価し、スコアとして表示する「個人信用スコア」については、中国において普及し、日本でもサービス展開が試みられていることから、注目が集まっている。本稿はその特徴を確認したうえで個々の事業者による対応の基礎として用いられる場合にはむしろ同等のものを同様に扱うという正義の原則にかなない、反差別的なものとして評価できると判断する一方、その範囲を逸脱して懸念される状況について検討を加え、その最大の問題として国家が統一的な「社会信用システム」へと成長させる場合を挙げる。また、セバスチャン・ハイルマンによる「デジタル・レーニン主義」概念を紹介し、その性格が近代社会の基本原理に抵触することを指摘したうえで、個別事業者・国家のそれぞれが個人信用スコアなどのビッグデータ活用を試みる際に規範的に求められる対応について一定の見解を示している。

キーワード： 個人信用スコア、社会信用システム、ビッグデータ、デジタル・レーニン主義

1. はじめに

近代とは「見知らぬ他者」を信頼することのできる社会のことであると、しばしば主張されてきた²。だがその信頼が国家による統制に依存していたこと、国家の手によって問題のある人物・危険人物があらかじめ排除されていたからこそ可能になったものであることもまた、すでに繰り返し指摘されてきたと言っていいただろう³。そのような意味での国家による安全が十分に成り立っていない状態から、他者への基本的信頼を生み出して社会を成り立たせることはできるのだろうか。見知らぬ他者とのあいだでも安心して契約関係を取り結ぶことのできるような効率の高い社会のあり方を実現することは可能なのだろうか

¹ 慶應義塾大学法学部教授

² その典型として宮台真司は、「たとえばいま、この場所には不特定多数の人間たちが集まっています。不特定多数の人間たちが集まれるということが、近代的公共圏の最もベーシックな部分です」という形で、不特定多数の知らない人々への信頼を近代社会の基礎として認識している(姜尚中・宮台真司『挑発する知—国家、思想、そして知識を考える』(双風舎、2003年)19頁)。ただし同時に宮台が、この前提がリスク社会において危機に瀕していること、信頼の背景に実力が控えていたことを指摘している点には注意しておく必要があるだろう。

³ 一例として、大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か?—21世紀の〈あり得べき社会〉を問う』(筑摩書房、2014年)168-177頁。

か。

従来はこの問題に対して、いわば西欧諸国の近代化モデルを再体験するという処方箋が提示されてきたと考えることができるだろう。土地を中心として所有権制度を整備し、紛争処理を客観的・中立的に行なうことのできる裁判制度を確立することによって、自由かつ自発的に交換関係が活発に形成され、市場経済を活性化することができる。海外からの直接投資を呼び込むことができるという発展経路を想定した、いわゆるワシントン・コンセンサスに立脚する 1990 年代以降の法整備支援の試みを、この典型例と位置付けることができる⁴。

だが、そのように現在の先進国がたどった途を後追いすることにしか、解決策はないのだろうか。おそらくはこの問いに対する新たな処方箋の提案として、「個人信用スコア」とそれを国家規模で結合した「社会信用システム」を理解することができるだろう。いずれも現在、中国社会において急速に発展しつつあり、さまざまな論者からの注目を集めている。本稿はこの個人信用スコアが持つ機能とその規範的意義を確認したうえで、それを包含した社会のモデルとして中国政府が構想している社会信用システムを参照することによって、特に国家を典型とする公的セクターにおける利用に関して示唆を得ることを目的としたものである⁵。

2. 個人信用スコアとその活用

個人信用スコアとは、それぞれの個人の持つ信用力——どのくらい契約を確実に履行するか、債務を返済するか、道徳的に正しいとされる行為を選択するかといった要素を可視化し、一定の数値として示すシステムのことだと考えることができるだろう。その代表例としてしばしば言及される中国の「芝麻信用」(Zhima Credit) の場合には、スマートフォンで利用可能なアプリなどを通じて、350～950 点の範囲で示される最終的なスコアと、「身分特質」(学歴や収入など個人の属性)、「履约能力」(契約などの履行実績)、「行為偏好」(消費に示されている特徴)、「人脈関係」(他者との交友関係)、「信用歴史」(クレジットヒストリー) の 5 分野に分けたレーダーチャートが示され、どの分野で自分がどの程度

⁴ ワシントン・コンセンサスの関係については、たとえば香川孝三・金子由芳『法整備支援論—制度構築の国際協力入門』(ミネルヴァ書房、2007年)第2章を参照せよ。

⁵ 本稿の内容の多くは、2018年4月21日に東京法哲学研究会、2018年10月28日に総務省情報通信法学研究会新領域分科会で行なった報告をもとにしている。その際にご意見・コメントをいただいた方々に感謝申し上げます。そのうち理論的な問題については別稿(「プロファイリング・理由・人格」稲葉・大屋他編『人工知能の研究 人間社会編』(勁草書房、近刊))で扱うこととしたので、本稿においては主として実践的な含意をめぐる問題について議論している。なお両報告ののちに、中国経済論を専門とする梶谷懐による連載に接した(梶谷懐「中国の「監視社会化」を考える(1)～」『ニューズウィーク日本版』2018年12月5日(<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/12/post-11370.php>)以下(最終確認 2019年2月21日))。特に儒教的な「天理」概念と市民に対する善導の関連性を確認している点を含め興味深いので、併読を乞いたい。なお本稿の基礎となった研究に対しては、JSPS 科研費(JP19730002・JP23530009・JP26380006)の助成、慶應義塾大学学事振興基金(個人研究)の支援を受けた。記して感謝する。

の評価を得ているかが図示されるようになっている⁶。ただし、いま述べたように可視的なのは分野ごとの傾向と最終スコアのみであり、たとえばどのような学歴がどのようなスコアと結び付いているのかなど、具体的な属性・事実とスコアの関係は明示的には示されていない。

それだけではない。アプリの別の画面からは、これまでのスコアの変動だけでなく、今後に向けてスコアを上昇させるために必要となる行動のヒント——たとえば「水道や電気など公共料金の支払いを遅れずにしよう」「電子マネーやオンラインバンキングで経済活動を記録しよう」「他人を支援することで公益を実現しよう」といったものが示され、個人々人を「道徳的」な行為へと動機付けるようになっている。「自動車保有に関する情報を登録しよう」といったメッセージも表示され、その証拠を写真に撮ってアプリを通じて提出することによりスコアを上げることが可能なようにもなっており、行動それ自体と自発的な情報公開へのインセンティブが用意されていると考えることができるだろう。

そして、これらを通じて得られる利益こそ「信用」の付与である。もともと中国では貸したものが確実に返済されるか、債務が支払われるかといった事柄についての社会的な信頼が成立しておらず、そのためにさまざまな不利益が生じていると指摘されていた⁷。たとえば公共図書館から本を借りるためにもデポジット（仮払金）を差し入れることが求められるし、医療機関を受診するためにも事前に相当額の仮払いが必要だと言われている。図書館や病院の観点からすればそれは「借り逃げ」などを予防するために必要な制度だということにもなるだろうが、真面目に返却する意思がある図書館の利用者から見れば一定額の金銭を支払い・返却を受けるという手間が無益に生じていることになるだろうし、仮払いする能力のない人々の受診が事実上困難になるなど、医療については現実的にも大きな問題が生じていると指摘されている。信用できる人物・信頼に値する契約相手とそうでない対象の区別が明確にできない状況では、相手が信頼できないことをデフォルト（既定の状態）として対応を想定せざるを得ない。しかしそれは、リスクに対処するための費用が全面的に、実際にリスクのある個人もそうでない個人の場合も含めて発生することを意味しているだろう。適切なリスク評価ができないことから生じる社会的費用に、中国社会は全体として苦しめられてきたということになりそうだ。

すでに確認したとおり、このような状況に対応するための古典的な処方箋は、国家が信

6 芝麻信用については、たとえば以下を参照せよ。柏木亮二「信用のプラットフォーム「芝麻信用」」金融ITフォーカス2017年10月号（野村総合研究所、2017年）14—15頁。

7 一例として中国近代史を専門とする岡本隆司は、中国の人々が「お上に頼らない、とは、お上のいうことを聴かない、法を遵守しないことをも意味する。そのため経済活動でもトラブル、犯罪が頻発してきた」（岡本隆司『近代中国史』（筑摩書房、2013年）13頁）と指摘した上で、伝統的に中国社会では行政機構の整備された聚落とそこに住む人口がごく限定的であり、国家権力との関係が稀薄であったことをその理由として挙げている。人的にも官と民の乖離が大きかったことから官＝政治と民＝経済が別個のものとして発展したため、西欧近代において見られたように国家自身が法を通じて財産・契約を保護することもなく、もっぱら直接的な人的関係——典型的には地縁・血縁——によって信用を調達してきた結果、企業の資本蓄積にも事業の継続性にも大きな制約が生じたというのが、岡本の指摘する中国経済の歴史的特徴である（同161-165頁、225-6頁）。

頼できない個人を特定し、社会から排除することである。ヴィクトル・ユゴーの小説『あゝ無情（レ・ミゼラブル）』の冒頭において、監獄から釈放されたばかりのジャン・バルジャンがどのように扱われていたかを想起しよう。ミリエル司教の館に泊めてもらった夜、高価な銀の皿を盗んで逃げ出したが憲兵に捕えられたバルジャンの前で司教は、皿はバルジャンに与えたものだとして憲兵に告げて彼を釈放させる。そして司教の信念に打たれたバルジャンは改心して真っ当な生き方をすることを誓う——「何時間泣いたか知らぬが、全く存分に泣いた。之れが彼れの魂の入れ替る時で有らう」⁸——という部分が有名だが、問題はなぜ彼が司教の館に泊ることになったかという点にあるだろう。それはすなわち、彼が出獄者でありどこに立ち回ろうとしているかという情報が国家の手によってあらかじめ関係各所に送られており、街のあらゆる宿屋・あらゆる家から拒絶されたからだった。ここでは、国家による排除の暴力が信頼の基礎として機能しているということになるのではないだろうか。

あるいは所持者が信用に値する人物であると証明することがパスポートの本来的な機能であり、したがってそれはもともと国内的な利用が予定されていたことも参照される必要があるだろう。アンシャン・レジーム下のフランスにおいて出身地の村役場が発行し移動に際して携帯が義務付けられる書類としてのパスポートが生み出されたとき、その目的は「主に、好ましくない人間が都市、とりわけパリへ移住するのを制限するためだった」⁹。国家による保証こそが、社会を構成するすべての人を信頼できる存在として無条件に扱うことを可能にする制度だったのである。

このように考えるならば、それとは異なり各個人が積み重ねてきた人生と実績それ自体に信用力を証明させるという分散されたシステムとして、個人信用スコアを受け止めることができるようになるだろう。たとえば芝麻信用で得た一定のスコアを示せば、サービスの提供主体であるアリババ（阿里巴巴集団）系列のホテルではデポジットが免除され、不動産賃貸サイトでは敷金が不要になり、ローンに際しても審査期間が短縮されたり金利が優遇されるようになっている。また、公共図書館でもデポジットが不要になり、後払いで病院での診察を受けることができ、さらには預金残高の証明を提出することなく外国のビザを得ることができるようにさえなっているという。芝麻信用というサービスの付与するスコアが、個々人の信用を表現するものとして社会的に信頼され、通用しているということになるだろう。

もともと芝麻信用がアリババの決済サービス「アリペイ」（支付宝）に附随するサービスとして 2015 年に提供が始まったという経緯から、当該サービスの利用履歴などを通じて経済的な信用情報——支払実績や事故の履歴——が活用されやすい状況にあったと考えることができる。さらに経済的なインセンティブを付与し、利用者が自発的に個人情報を提供するよう促すことを通じて、個人の信用力の総合的で統合された把握が可能なシステムへと成長してきたということになるだろう。それは社会全体における信頼（trust）を、個別・分散された信用（credit）へと置き換える試みなのだ。

⁸ ヴィクトル・ユゴー（黒岩涙香訳）『あゝ無情（前編）』（扶桑堂、1906年）45頁。

⁹ ジョン・トーピー（藤川隆男監訳）『パスポートの発明—監視・シティズンシップ・国家』（法政大学出版局、2008年）36頁。

3. 個人信用スコアのもたらす正義

だが、その何が問題なのだろうか。自分が評価されること、そのレベルが可視化されることが不快である、面白くないという人もいるだろう。だがその逆に、あたかもスマホゲームを攻略するかのように自分にとってのミッションを確認し、着実に実践することによって成果を上げ、それを可視的に確認できる状態にやりがいを感じるという人もいるのではないだろうか¹⁰。特定のこの私にとって不愉快だということは、特定の社会制度をネガティブに評価する十分な理由にはならないだろう。

そもそも、個人個人の信用を評価し取扱いを変えるということ自体は、我々の社会においてもこれまで日常的に行なわれてきたことであるはずだ。クレジットカードの発行を申請して審査を受けること、分割払いでスマートフォンを購入しようとする事、生命保険に加入しようとする事。これらはすべて、この私の信用力を他者による評価にさらすことに他ならない。それが拒絶された場合にこの私が不愉快な思いをするのは事実だろうが、しかし契約に内在するリスクの多寡に応じてその取扱い——典型的には保険料率や利子率——が変わるとするのは経済的に合理的な制度であり、我々の契約制度も基本的にはそれを肯定している。個々の契約の際に個別に示されるのではなく全体的な評価が事前に（あるいは常に）示されていることに個人信用スコアの特殊性があるとしても、我々が他者による評価にさらされるという本質において、そこに意味のある差異があるとは思えない。

さらに我々は、このようなシステムが他者を裏切るつもりのない善良な個人に快適な生活をもたらすだろうことを、正面から認める必要があるだろう。すでに指摘したとおり、他者に対する信頼が制度化されていない中国社会においては、他人は信用できないという状態がデフォルトとなり、悪意のない個人であってもそれを証立てるための膨大な負担を背負わされるのであった。このような状況も、個人の信用に対応した待遇が保障されていないという意味において不当なもの、差異に応じた扱いがなされていないという意味では、正義に反する差別的なものに他ならない（「等しきものを等しく」という正義定式は、その裏返しとして、等しからざるものは異なって扱われるべきだという主張を内包している¹¹）。

さらに言えば、どうせ信用されないのならデポジットが十分な抑止効果を持たない場合には信用を裏切る方が賢明であるなどといった形で、裏切り戦略へと個人を誘導する効果すら持ちかねない。このような状況で苦しんできた善良な個人にしてみれば、信用力を持たない他者たちと自分が差別化され、本来の私にふさわしい扱いが保障されることは、差別の解消された望ましい状態だとして評価できないだろう。「デジタル神様が見ている」などと、他ならぬシステムに評価される対象として内包されているはずである中国の市民自らから肯定的な評価が見られることを、そのような背景抜きに理解することはできない。「やましいことはなにもない」(nothing to hide) ——プライバシーを侵害しかねない監

¹⁰ 芝麻信用のアプリ画面自体、「Pokémon Go」(The Pokémon Company)などのスマホゲームを想起させるものになっている。この点については、工藤郁子氏（中京大学経済研究所特任研究員）からご教示いただいた。

¹¹ 正義定式およびその意義については、代表的な議論として、井上達夫『共生の作法—会話としての正義』（創文社、1986年）第1章を参照せよ。

視・情報収集といった行為への懸念に対して我々善良なる市民の多くがそう反論するだろうと、アメリカを代表するプライバシー法研究者であるダニエル・ソロヴが述べたように¹²、人々を裏切ろうとする悪者や隠されるべき後ろ暗いものを抱えた人々のみが苦しむのであり、善良な市民の側からはそこに問題とすべき何物も存在しない、かのようにも思えるのだ。

もちろん我々はここで、本人に帰責できない理由で低いスコアに甘んじざるを得ない人々——典型的には生来的に稼得能力を欠く障害者——のことを考えたくなるだろう。しかしそれはここでの問題ではない。個々の事業者が対象の信用に応じてその扱いを変えることは正当であり、その結果として生じる構造的な弱者を救済するという社会的な問題に対応すべきなのは社会あるいはその全体に責任を負う政府の役割だと考えるべきだろう。

偏見に基づく差別に由来するような不当な取り扱いがそこに混ざったらどうするかと問う人もいるかもしれない。しかし、合理的な根拠を持たない差別——典型的には血液型や誕生日の属する星座を人事評価に反映させるような——については、市場原理に基づいて排除されるだろうと期待してもよいだろう。そのような人事政策を採用した企業は人材を有効活用することができず、市場競争で劣位に追いやられていくだろうからだ。実際に中国でも、グループチャット・サービスである「微信」(WeChat) で知られる企業グループ・テンセントが提供する「テンセント・クレジット」など競争的・代替的なサービスは存在しており、このような市場的解決の可能性を一概に否定することはできない。また、「不合理な差別」を問題にする観点からは、芝麻信用のように評価を上昇させる方法が明示されていることは、アカウントビリティを強化するものとしてむしろ積極的に評価されることになるだろう。この場合、情報の公開性やその手法を問題にする余地はあっても、スコアリングそれ自体が問題だとは評価できないことになる。

だがもちろんそれでも「合理的な差別」が存続し得ることには注意する必要があるだろう。たとえば典型的にはアメリカでは、歴史的に厳しい環境に置かれてきたことを反映して、今なお黒人市民の方が白人より相対的に教育水準が低く、所得も低いことが知られている。仮に銀行の立場で住宅ローンの与信審査を行なうとすれば、黒人であるという情報からリスクが高いという判断を下し、融資を差し控えることが賢明になってしまうだろう。この場合、一面においてそのようなリスクは歴史的に蓄積された不当な取り扱いの所産であって本人に帰責することが規範的にはふさわしくないが、その反面としてリスク自体は存在する以上、そのように取り扱うことが経営的には合理的だと考えられる。だとすれば、評価者が複数存在したとしても揃って不利な判断を下す可能性が高く、このような差別を市場を通じて排除することは難しいと考えなくてはならないだろう。

さらに言えば、差別の直接の源泉となる黒人であるという情報の利用を——たとえばアメリカで履歴書に顔写真を貼ることが禁じられているように——禁止したとしても、それと一定以上の相関性のある別の情報が代理変数として用いられることにより、差別が残存してしまう危険性もあるだろう（アメリカでは人種ごとの居住地域に大きな偏りがあることから、郵便番号がそのようなデータとして機能することが知られている）。このような問

¹² ダニエル・J・ソロヴ (大島義則他訳) 『プライバシーなんていない!?!』(勁草書房、2017年) 第2章。もちろんソロヴ自身はこのような主張を同書で批判している。

題に対しては、市場における個々の主体の判断とは異なる対応が必要だということになる。そこに潜んでいるのは個々の事業者と国家という包括的主体の違いという問題であり、我々はのちにこの論点に戻ってくることになるだろう。

だがそれでも、すでに指摘したように不当な差別へと至らない限りにおいて、人々がデータにより個別化され、異なった取り扱いを保障されることにより、善良な人がそれに応じて対応されることは正当なのではないだろうか。善い行為へと人々が動機付けられるようにインセンティブが付与されることも、それ自体として不当とは評価しにくいだろう。少なくともそれは直接的な強制ではなく、J.S.ミルが考えた他者危害原理の射程の外にあるものだと考える必要があるはずだ¹³。少なくともそこでは、善くない存在でありたいと願う個人の欲望が否定され、直接的に善行が強制されているわけではないからである。

だがそうはいかない——少なくともこのような個人信用スコアの中国的利用には一定の警戒感を抱く必要があることを、中国の統治システムとの関連において「デジタル・レーニン主義」(digital leninism) と名付けて注意を促したのが、独トリーア大学の政治学教授であり、メルカトル中国研究所 (Mercator Instituts für China-Studien) の創立者・所長を務めるセバスチャン・ハイルマンであった。

4. デジタル・レーニン主義

「アップグレードされたレーニン主義—習近平の権威主義的イノベーション」と題された論文¹⁴においてハイルマンは、2012年の政権獲得以降に緩みつつあった国内ガバナンスの典型的な現れとして社会全体に蔓延した腐敗を理解した習近平政権が、急速な社会発展とグローバル化への対応という課題に対応するために中央集権的なガバナンスを再建し、党の市場に対する優位と指導力を回復しようとしたと考えている。その結果生まれたトップヘビーな決定構造が生み出す政治経済的リスクは、中国社会の将来を不安定なものにしているのだが、しかし想定されるシナリオのいずれも競争的な民主政への移行を含まないというのが彼の診断である。

ハイルマンによれば習近平政権の特徴は、マルクス主義的な議論に強く影響を受けながら、歴史的基礎への回帰を試みている点に求められる——「習はレーニン主義的なヒエラルキーと党の規律を強化し、容赦ない粛清キャンペーンを開始した。彼はまた、政治的な意思決定を集権化し、経済、社会、そしてメディアと治安組織に対する党のコントロールを再び確実なものとした。規律と監視に責任を持つ官僚機構はこれまで低い位置に置かれてきたが、党と政府機構の内部における組織的、政治的、そして倫理的な逸脱を抑制するために動員され、拡充された」¹⁵。それと同時に、「トップレベル・デザイン」という習近平のビジョンを現実化するために、これまでは長期計画や特定の問題を処理することに限

¹³ 他者危害原理については、たとえばジョン・スチュアート・ミル (山岡洋一訳) 『自由論』(日経 BP 社、2011年)、その含意についてはたとえば瀧川裕英他『法哲学』(有斐閣、2014年) 第3章(大屋執筆部分)を参照せよ。

¹⁴ Sebastian Heilmann, "Leninism Upgraded: Xi Jinping's Authoritarian Innovations", *China Economic Quarterly*, vol. 20, no. 4, Gavekal Dragonomics, 2016, pp. 15-22.

¹⁵ Heilmann, *op. cit.*, p. 16.

定されてきた少人数の指導的なグループが、しばしば習近平自身をリーダーとして組織されて政策的な意思決定を担うようになった。このこともまた、レーニン主義の創造的な復活であるとハイルマンは考えている。

だがより重要な特徴は、一般市民との関係にある。もともと水平的・相互的なデジタル社会のコミュニケーション形態は、中国共産党の従来の支配のスタイルには合わないものだと考えられてきた。だがここで習近平は、いわばピンチをチャンスへと変えるために電子技術の新たな活用へと踏み出したのだと、ハイルマンは指摘する。望ましからざるコンテンツを検閲するという伝統的な手法から踏み出し、むしろ洗練された技術を用いて望ましいウェブサイトへとユーザーを積極的に誘導し、彼らからの評価が向上するように党の宣伝もその内容がコントロールされる。電子政府も、政治・行政の手続きが不透明だというこれまでのイメージを刷新し、一定の透明性がもたらされたことを示唆するものとして動員された。このように電子技術を活用していく先に展望されるものこそビッグデータの治安への応用であり、社会信用システムはこの根幹をなすものなのだと、ハイルマンは考えている——「すべてを見通す国家を築こうとしている点において、まず間違いなくこれは、人類史上もっとも野心的なオーウェルの企てであろう」¹⁶。

そして、それを支えるために形作られたサイバーセキュリティ規制のもと、このドラグネット (dragnet)¹⁷を受け入れないビジネスを中国国内で展開することは、まったく許されないことになる。「ビッグデータが可能にし、情報技術に支えられたこの権威主義こそ、まったく新しく、潜在的に全体主義的な体制への途へと中国を押しやるポテンシャルを持つものである。これは単に、温め直された伝統的な権威主義ではない。新たなデジタル・レーニン主義なのだ」¹⁸。

そしてハイルマンは、このような中国社会の企ての未来を3通り予測してみせる。すなわち探索的ガバナンスへの回帰、抑圧的治安国家への制度的な効果、そして中央コントロールの喪失である。

第一に、習近平が試みたような統一的コントロールは失敗するかもしれない。強化されたプライベート・セクターからの圧力を受けて経済的な支配が弱まることによって、漸進的な分権化へと向かう可能性が指摘される。この場合、中国は全体としてより自治的な多元的社会へと向かうことになるだろう。

第二に、習近平がより長期の政権維持を志向する場合。支配が強権化し、政治的な麻痺が発生することによって、経済的なダイナミズムが失われる可能性が高い。このような危機を乗り越えるために、治安組織、軍指導部や国営企業といった寡頭政内部からの支持を体制内で調達するために、ストロングマン (強権的指導者) となった習近平は、体制の敵とみなした対象を選択的に抑圧するだけでなく、社会全体におけるポピュリズムとナショナリズムを活用することになるだろう。ここから、近隣諸国との関係や国際情勢を混乱させる可能性が指摘されている。

¹⁶ Heilmann, *op. cit.*, p. 17.

¹⁷ 無差別に大量の個人情報を引き寄せる (drag) 網 (net) として現代社会に張り巡らされた監視システムを捉える表現。元々は地引き網を意味する。たとえば参照、ジュリア・アングウィン (三浦和子訳) 『ドラグネット 監視網社会』 (祥伝社、2015年)。

¹⁸ Heilmann, *op. cit.*, p. 17.

第三に、経済的な失敗、エリート間の内紛、国際関係の破綻などからリーダーシップが崩壊する場合。党の権威が崩壊し、1990年代のロシアと同じく、権力の空白が生まれるかもしれない。厳格な党支配に基づく中国社会は、弱く見えて構造的にはより弾力性のある民主政に比較すると、システムティックな崩壊を引き起こす可能性が高いだろう。「剣に生きる者剣に死すべし」と言うべきか、経済的なパフォーマンスとナショナルスティックな威信から正統性を調達している体制は、これらの領域における市民の期待を裏切つてなお存続することはできないだろうとハイルマンは予測する。

だがいずれにせよ——「一つの可能性は完全にテーブルの上から消えてしまった。西洋的な民主的立憲国家へと中国が漸進的に進化するというものが、それである。習近平の下での政治的なリーダーシップと中国社会の大部分は現在のところ、党に支配された国家（party-state）をリベラルで競争的な民主政へと変革しようという欲求を、まったく示していない。したがって我々は、より歓迎されざる、潜在的に不快な（nasty）ものへと進化した中国の政治システムに備えなくてはならないだろう」¹⁹。これがハイルマンの憂鬱な結論である。

5. 国家の特殊性と責務

ところで、ここまで論じてきたような国家規模で統一・集約された社会信用システムに基づく統治は、なぜ「デジタル・レーニン主義」と——マルクス主義でも毛沢東主義でもなく——呼ばれるのだろうか。ハイルマンの論文においてその点は明示的に語られていないのだが、しかし筆者自身は（ハイルマンの見解と一致しているかは別問題として）やはりそうなるべき理由があると考えている。それは、社会主義内部におけるレーニン思想の特徴が、まさに選択の先取りにあるからだ。

古くさい議論を再確認しておこう。マルクス自身が考えたところによれば、生産手段が私有されていることから生じる搾取によって、市場経済では労働者（生産手段を持たない無産者＝プロレタリアート）が必然的に窮乏し、やがてその限界に達することから革命を通じた所有秩序の全面的な変革を志向するのだった。だがロシアにおいてレーニンが直面したのはいわば市場経済の被害者であるはずの労働者自身が必ずしも革命的ではないという事実であった。その原因を、労働者が自らの運命を十分に自覚しておらず、本来ならば持つべき状況認識と行動への意思を備えていないことに求めたレーニンは、前衛党が労働者以上にその状態を正しく認識し、本来ならば彼らが持つべき意思を先取りして実現してやることを、ロシアにおける革命の原理として主張したのである。

つまりここでは、労働者という主体が持つべき意思・持つのが正しい意思が先取りされ、事実としては外的に強制されることによって、理論的には彼ら自身の利益がもっともよく実現されるという配慮の論理が正当な革命理論として正面から認められているということになるだろう。この意思の先取りこそ、革命家としてのレーニンとその理論をマルクスから分かつものだと言うことができる。このように考えた場合、人々が持つべき意思、そのように振る舞うことが正当であるような行動を指示し、それに向けて個々の市民を動機付

¹⁹ Heilmann, *op. cit.*, p. 22.

けていくという個人信用スコアの方法論はまさにその現代版として、デジタルデバイスを媒介としてその実現を目指すものと定位されることになるだろう。それが社会全体を覆い尽くした状態こそ、ハイルマンが（あるいは無意識に）指摘しているように、他ならぬレーニン主義の再来なのである²⁰。

そしてこれが明らかにするのは、デジタル・レーニン主義が本質的にパターナリズムそのものであり、先取りする主体としての党・政府と先取りされる客体としての市民とのあいだに絶対的な非対称性を持ち込もうとするものだ、ということだろう。それは、すべての市民を自律的な個人として平等に扱うことをその基本理念とする近代国家の原理に、正面から抵触するものなのである。だからこそ、その方向へと進化を遂げつつある中国社会の未来は、その挑戦がいかなる結果を迎えるとしても、西側ないしその伝統の内部にいる我々からは極めて憂鬱なものに写らざるを得ないというのがハイルマンの結論でもあるだろう。それは、かつてわが国もそうであったようにキャッチアップを目指して同一の伝統内で下から現れる脅威ではなく、まさに別個の伝統に属するものとして、本質的な他者として、理解されるべきなのだ。

すでに、個人信用スコアの活用が個々の事業者における対応としては不当と言い難く、利用者の側から見ても正義にかなったものであり得ることを指摘した。しかし同時にそれが競争的な環境、同種のサービス間での移動可能性やサービス全体からの離脱可能性が存在していることに依存している点についても確認していただろう。指摘するまでもないことだが、一国の法制度とそれに支えられた市場において国家は、離脱不能なサービス提供者として特殊な地位にある。自らの要求を貫徹するに十分なだけの実力装置と、その行使において正統性を標榜しえる地位とを兼ね備えている点において、近代以降の国家とはまさにホプズの形容したリヴァイアサン——他の国民と隔絶した実力を持つ巨大な怪物に他ならない。

その国家が個人信用スコアを提供し、あるいは現存するさまざまなサービスを基礎としてその身分情報と統合することによって、市場内部で個別の競争者によって提供されていた個人信用スコアは、社会・国家全体をカバーし外部への流出や移動を許さない社会信用システムへと変貌してしまうのだ。すでに中国国内からは、このようなシステムが治安維持へと活用され、社会的排除へと展開しているという指摘を聞くことができるだろう²¹。

もちろん現時点では、第一に中国の地方政府や一部の制度に関して公的な信用スコア制度が展開されているにとどまり²²、それらがすべて統合された国家的なデータベースとそ

²⁰ レーニン主義のこの特徴については、大屋雄裕「討議は何故必要か？—公共性と解釈的実践」井上達夫編『公共性の法哲学』（ナカニシヤ出版、2006年）54-69頁を参照せよ。

²¹ 一例としては、Josh Chin and Clément Bürge, "Twelve Days in Xinjiang: How China's Surveillance State Overwhelms Daily Life"（「中国「完全監視社会」の実験場、新疆に行く」）、*The Wall Street Journal*, Dec. 22, 2017, <http://jp.wsj.com/articles/SB11070217722261694869804583589052841366988>（日本語版、最終確認 2019年2月21日）。

²² たとえば2018年3月には、フライトに関する問題を引き起こした・電車の車内で喫煙した・期限切れのチケットを利用したなど特定の問題行為を過去に行なった当事者のリス

れに基づく支配が実現しているわけではない。第二に、アリババやテンセントなどは営利事業として個別に個人信用スコアのサービスを提供しているのであり、それらがすべて直接的に国家のシステムへと統合されているわけではない。しかし、個人信用スコアを提供し得る信用評価機関としての認定がそれ自体として中央銀行（中国人民銀行）から与えられていること、中国政府自身が「社会信用システム建設計画要綱（2014-2020）」を公表し、2020年までに社会信用システムを構築することを目指している点からもこのような危険は現実的なものであり、それと近代の基本原則としての自由や平等との関係について真剣に検討する必要があると考えられる。

6. 結論

これらの検討から得られる結論は、以下のようなものになるだろう。

第一に、個人信用スコアとそこに含まれるビッグデータの活用・プロファイリングについて、それ自体を問題として排除する根拠は乏しい。問題が発生し得るとすれば、まず、寡占・独占の発生によって競争的環境が失われ、評価の多元性とそれに基づく同種サービス間の移動可能性が失われた場合であり、これに対しては競争法的な規制によりこのような状況の発生を防止することが第一義的な対策として想定されるだろう。さらに、そのように競争的な状況であっても発生し得る「合理的な差別」に対応するためには、その基礎となる疑わしい根拠を用いることに対して公的な規制を加えることが想定される必要があるだろう。ただしここで求められるのは無差別であること、差別的な取り扱いをしていないことの証明であり、いかなるデータをどのように用いているかをすべて明らかにするような意味における透明性ではない。このため求められる手段も、差別に用いられると疑われる属性に限定した中立性の証明や、データ利用法に関する情報公開、第三者による監査などが想定されるべきだろう（その際、場合によってはオンブズマン制度のように第三者の監査と秘密保持の可能性を両立させるような制度を検討する必要がある）。

第二に、国家という独占的な主体がこれらの技術を用い、全社会を包含する社会信用システムを構築することは、移動・離脱の可能性を保障しない独占状態を法的に作出することを意味しており、市民の自由と平等に基礎を置く近代社会において認められるべきではない。信用の公的評価に至らないビッグデータの利用についても市場的な解決に限界があることを前提として、民間における利用に比して厳しい制約のもと、透明性を確保する形に限定されることが望ましいと考えられる²³。

トをもとに、高速鉄道や航空機の利用を最長1年間禁止するという政策が5月から導入されることが発表されていた。たとえば参照、"China to Bar People with Bad 'Social Credit' from Planes, Trains", Reuters, Mar. 16, 2018, <https://www.reuters.com/article/us-china-credit/china-to-bar-people-with-bad-social-credit-from-planes-trains-idUSKCN1GS10S>（最終確認 2019年2月21日）。

²³ 電子プライバシー情報センター（The Electronic Privacy Information Center; EPIC）が、インターネットの未来に関する決定に対する人々の参加を促進するため1996年に設立したプロジェクトである「パブリック・ボイス」（The Public Voice）は、2018年10月に公開された「AIに関する一般的ガイドライン」（Universal Guidelines for Artificial Intelligence）の12項目の一つとして「単一スコアリングの禁止」（Prohibition on Unitary

中国のめざましい成功（と認識されているもの）にあるいは影響されてか、政府による市民生活への干渉とそれを支えるパターナリズムを正当化・再評価すべきだという議論が（かつての）西側諸国でもしばしば見られるようになってきている²⁴。一人ひとりの個人が持つ合理性の限界という問題自体は肯定せざるを得ないにせよ、どのように・どこまでそれを補うための干渉を正当化するか、それは何故かという議論を忘れたときに我々を待ち構えるのは、デジタル・レーニン主義による民主政の死に他ならないのではないだろうか。その負の側面、社会的なコストについて、いま一度冷静に観察する必要があるのではないかと、結論として指摘しておきたい。

Scoring) を掲げ、政府がその市民・住民を対象として汎用のスコアリングを行なうことを禁止すべきことを提言している——「単一のスコアは単一のプロファイリングだけではなく人間活動の複数の領域を超えてあらかじめ決定された帰結が生じることを意味している」。このため、私的セクターにおいてそのような単一スコアリングが試みられることは市場競争か政府規制により制約されるべきだが、政府自身によるスコアリングに対してはそのような手法でバランスが取られる可能性自体が存在せず、したがって禁止されるべきだという主張であり、基本的に本稿と共通の問題意識に立つものと評価していいだろう。参照、The Public Voice, "Universal Guidelines for Artificial Intelligence", 23 Oct. 2018, <https://thepublicvoice.org/ai-universal-guidelines/>（最終確認 2019 年 2 月 21 日）。

²⁴ キャス・サンスティーンによるリバタリアン・パターナリズムの提唱とナッジの活用を、その典型として捉えることができるだろう。リチャード・セイラー＝キャス・サンスティーン（遠藤真美訳）『実践 行動経済学—健康、富、幸福への聡明な選択』（日経 BP 社、2009 年）、キャス・サンスティーン（伊達尚美訳）『選択しないという選択—ビッグデータで変わる「自由」のかたち』（勁草書房、2017 年）などを参照せよ。ルチアーノ・フロリディも、2018 年 9 月 20～21 日にミュンヘン工科大学で開催された国際会議「デジタル化とビジネス倫理」(Digitization and Business Ethics) において「緑と青—より良い世界に向けたスマートな同盟」(The Green and The Blue: A Smart Alliance for A Better World) と題した講演を行ない、ポピュリズムとフェイクニュースに対抗する手段としての寛容なパターナリズムを提唱している。